

益田市では

男女共同参画に関する施策についての 苦情を受け付けます

▶ 苦情を申し出ることが出来る方は

- ▼ 益田市内に住所を有する方
- ▼ 市内に通勤または通学している方
- ▼ 市内で事業活動を行っている方
(法人や団体も含まれます。)

まずは事前に受付窓口
に相談ください。

【受付窓口】

益田市人権センター

電話：31-0412

FAX：31-0414

E-mail: jinken@city.masuda.lg.jp

プライバシーは守られます。

▶ 苦情の申出とは？

- ▼ 市の行う事業や制度について男女共同参画の推進を阻むと思われるものがあるとき
- ▼ 男女共同参画推進の視点から、市に対して改善を求めたいとき など

苦情処理のながれ

① 苦情申出書を提出



② 受付



③ 関係各課へ聞き取りを行ったり、
場合によっては男女共同参画審議
会へ意見を求めます。



④ 回答

苦情の内容は公表しますが、申出者が
特定されないよう配慮します。